

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設			
税 目	所得税、国税徴収法			
要 望 の 内 容	<p>子ども手当について、非課税とするとともに、子ども手当を受け る権利の差押さえを禁止することを要望する。</p> <table border="1" data-bbox="986 864 1487 974"> <tr> <td data-bbox="986 864 1195 974">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1198 864 1487 974">▲196,407 百万円 （－）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	▲196,407 百万円 （－）
減収見込額 （平年度）	▲196,407 百万円 （－）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>急速に少子化が進展する中、次代の社会を担う子ども一人一人の 育ちを社会全体で応援する、また、子育ての経済的負担を軽減し、 安心して出産し、子どもが育てられる社会を形成していく観点か ら、次世代育成支援対策を推進する必要がある、その一つとして子 育て家庭に対する経済的支援の充実を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>次世代育成支援対策を推進するため、子ども手当制度を創設する 必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>子ども手当は、急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代育成支援 対策を推進する観点から創設するものであり、公課等を課し、給付 を減額することは当該政策効果を減殺するものであることから、非 課税等の措置を講ずる必要がある。</p>			

今回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標3 子育て家庭の生活の安定を図ること 3-1 子育て家庭の生活の安定を図ること
	政策の達成目標	(要望の性格上、明示困難)
	租税特別措置の適用又は延長期間	(該当なし)
	同上の期間中の達成目標	(該当なし)
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	子ども手当の創設等 2,334,534百万円(平成22年度概算要求額)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置が、子ども手当の支給、本要望による非課税措置及び差押え禁止措置実施の前提となる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	(新規要望)
	租税特別措置の適用実績	(新規要望)
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	(新規要望)
	前回要望時の達成目標	(新規要望)
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	(新規要望)
これまでの要望経緯	(該当なし)	

